

6 障 第 257 号
令和 6 年 7 月 25 日

障害児通所支援事業所の管理者 様

いわき市長 内田広之
(公 印 省 略)

障害児通所支援事業の個別サポート加算（Ⅲ）の取扱いと算定について（通知）

このことについて、令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定においては、放課後等デイサービスにおいて、不登校の状態にある障害児に対して、発達支援に加えて、学校及び家庭との緊密な連携を図りながら支援を行った場合の評価として、「個別サポート加算（Ⅲ）」が創設されました。

本加算の具体的な取扱い及び算定について、本市では次の通り取り扱うこととしましたので、内容をご確認の上ご対応くださるよう、お願いします。

1 「個別サポート加算（Ⅲ）」の内容

本加算は、事業所が発達支援に加えて、学校と日常的に情報共有等を行いながら支援を行うとともに、不登校の状態にある障害児の家族に対する相談援助を丁寧に行うなど、学校及び家庭との緊密な連携の下で行う支援に対して、報酬上の評価を行うものです。

2 本加算において対象となる障害児について

本加算の対象となる障害児とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状況にあるため、長期的継続的もしくは断続的に欠席している障害児（病気や経済的な理由による者は除く。）」であって、あらかじめ保護者の同意を得た上で、学校と情報共有を行い、事業所と学校との間で、緊密な連携を図りながら支援を行うことが必要であると判断された障害児となります。

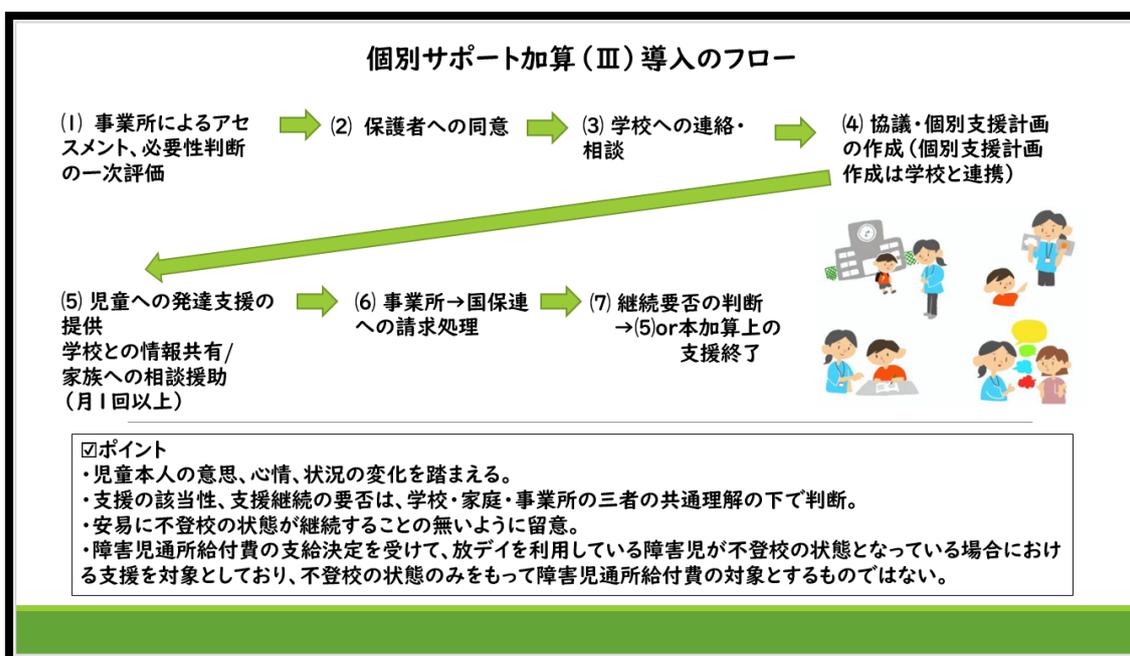
なお、具体的な欠席日数による要件は定めませんが、「長期的継続的もしくは断続的に欠席している」ことについて、本加算が不登校の状態にある障害児を対象とするものであることに留意して、直近の欠席状況を踏まえて判断するものとします。

また、不登校の状態を生じさせている要因・背景は、個々の障害児により様々であり、複数の要因・背景により生じている場合や、障害児の置かれている環境等により異なるものであると考えられるため、本加算の対象になるか否かは、個々の障害児の登校しないあるいはしたくてもできない状況等を踏まえながら、学校、家庭、事業所の三者の共

通理解の下で判断するものとします。

3 本加算の導入フローについて

- (1) 事業所によるアセスメント、必要性判断の一次評価
- (2) 保護者への同意
- (3) 学校への連絡・相談
- (4) 協議、個別支援計画の作成（個別支援計画作成は学校と連携）
事業所及び学校の担当者サインを連名で記載
- (5) 児童への発達支援の提供・月に1回以上の学校との情報共有及び家族への相談援助
- (6) 事業所→国保連への請求処理
- (7) 継続の可否の判断→(5)の継続もしくは本加算上の支援終了



4 市における審査の手続きについて

本加算を算定する事業所は、該当地区保健福祉センターへ個別支援計画の写しのご提出をお願いします。個別支援計画の内容は、①事業所が不登校状態と判断した理由、②学校との緊密な連携の内容を記載し、保護者に同意済みであることをとします。

本加算は、不登校の状態にある障害児に対して、学校及び家庭と緊密な連携の下で支援を行う事業所が、保護者の同意を得た上で算定するものであり、あらかじめ、市において、通所給付決定時に対象か否かを決定することや、受給者証に印字することはいりません。

なお、事業所においては本加算を算定する上で、市の求めに応じて学校及び家庭との連携の状況や、不登校の状態にある障害児への支援の状況等について、個別に説明を行う必要があることや、適宜情報共有を行う必要があることに留意願います。

5 加算の主な要件等について

(1) 学校と日常的な連携を図りながら支援を行うこと

○あらかじめ保護者の同意を得た上で、学校と日常的な連携を図り、個別支援計画に位置付けて支援を行うこととします。

○個別支援計画の作成に当たっては、学校と連携して作成することとします。また、学校との情報共有については、月に1回以上（対面又はオンライン）行うとともに、その要点について記録を行うこととします（なお、当該連携については関係機関連携加算（Ⅰ）（Ⅱ）の算定は不可）。

○学校との情報共有においては、障害児の不登校の状態について確認を行うこととし、障害児や家族等の状態、登校状況等を考慮した上で、学校と事業所との間で本加算による支援の継続の要否について検討を行うこととします。

○本加算による支援の継続の要否については、欠席状況や本加算による支援が必要であると判断した時点からの障害児本人の心情や状況の変化等を踏まえ、学校、家庭、事業所の三者の共通理解の下で判断することとします。

○本加算は、学校及び家庭との緊密な連携の下で行う支援に対して、報酬上の評価を行うものであることから、例えば授業終了後に利用する場合であっても、算定は可能であるとともに、障害児が不登校の状態に該当することのみをもって算定ができるものではないことに留意してください。

(2) 家庭と日常的な連携を図りながら支援を行うこと

障害児の家族と連携を図り、家族への相談援助（居宅への訪問、対面、オンラインいずれの方法でも可）を月1回以上行うとともに、その要点について記録を行うこととします（なお、当該相談援助については、家族支援加算の算定は不可）。

(3) 市と連携を図ること

市（教育担当部局又は障害児支援担当部局）から、学校や家庭との連携状況、障害児への支援の状況等について確認があったときは、当該状況等について回答することとします。

6 不登校の状態にある障害児への支援について

不登校の状態にある場合であっても、障害児の学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整えることも重要であることから、こども本人の意思を尊重するとともに、学校や家庭と連携を図りながら、必要な対応や方策の検討を行うこととします。その際、学校は、様々な制度や公的な支援により質の担保された教育機関であり、学校

教育を受ける機会を得られないことにより、将来にわたって社会的自立を目指す上でリスクが存在することを踏まえ、安易に不登校の状態が継続することの無いよう留意することとします。

7 障害児並びに学校及び保護者との信頼関係の構築について

事業所が、不登校の状態にある障害児に対して、学校や保護者との緊密な連携の下で支援を行う必要性を感じたとしても、障害児や学校、保護者との認識が一致しているとは限らないため、事業所側からの一方的な訴えにならないよう、障害児や学校、保護者との信頼関係を構築し、共通理解の下で支援を進めていくことが必要となります。

こうした信頼関係が築けていない場合に、一方的に加算の算定に係る同意や連携を求めることは、信頼関係を損ねるのみならず、不登校の状態にある障害児にも好ましくない影響が生じる恐れがあることに留意願います。

例えば、本加算は、不登校の状態になったが、放課後に利用していた放課後等デイサービスには信頼関係の下で通うことができる障害児に対し、当該放課後等デイサービスが、学校・家庭等と連携して支援を行う場合に算定することを想定していますが、これまで当該放課後等デイサービスの利用をしていなかった不登校の状態にある障害児を集めて、一方的に支援を行うことは想定していません。

8 個別サポート加算（Ⅲ）を算定している場合の計画時間及び延長支援加算の取扱いについて

本加算を算定している場合には、学校及び家庭と緊密な連携が図られている前提があることから、授業時間帯である時間においても、計画時間（発達支援を提供する時間）又は延長支援時間を個別支援計画に位置付けることができるものとします。延長支援時間については、計画時間の前又は後あるいは前後共に設定することも可能とします。障害児等の状況に応じた運用ができるものとしますが、授業時間帯における支援については、いずれの場合であっても、学校及び家庭と連携を図るとともに、こども本人の意思を尊重しながら、必要性については十分に検討を行った上で個別支援計画に位置付けてください。

9 令和6年4月及び5月以降の個別支援計画への位置付け等当面の取扱いについて

既に、「令和6年4月1日以降の各加算の当面の取扱いについて」（令和6年3月29日付こども家庭庁支援局障害児支援課発出事務連絡）において、加算の算定に伴う個別支援計画への位置付け等について当面の取扱いを示されていますが、個別サポート加算（Ⅲ）については、以下のとおり取り扱います。

なお、本加算については、学校と連携して個別支援計画を作成することとされていることから、4月分の取扱いについては、令和6年3月31日時点で既に学校と緊密な連携を

図りながら、不登校の状態にある障害児に対して支援を行っている場合のみに適用されるものであり、これまで不登校の状態にある障害児に対して、学校との連携を図っていない場合には適用されないことに留意願います。

算定要件（必要となる計画作成等の取組）	令和6年4月及び5月以降の取扱い・留意点
<p>○学校と日常的な連携を図り、障害児に対する支援の状況等について共有しながら支援をしていくことについて、個別支援計画に位置付けること。</p> <p>○個別支援計画の作成に当たっては、学校と連携して作成すること。</p>	<p>（4月）</p> <p>○個別支援計画への位置付けは、4月サービス提供分の請求を行うまでに行うことで差し支えない。</p> <p>○また、個別支援計画の次の見直しまでの間は、別の様式（様式自由）に必要な事項を定めた上で、現行の個別支援計画と併せることにより対応をすることとして差し支えない。</p> <p>○ただし、学校と連携を行い、支援の実施について必要な情報等について共有を行うとともに、月1回の家庭への相談援助や学校との情報共有は4月中に行う必要があることに留意すること。</p> <p>（5月以降）</p> <p>○個別支援計画への位置付けは、事務連絡5の要件を満たした上で、加算の算定に係る支援の提供を行う時点までに緊密な連携及び個別支援計画を作成することで、算定が可能となる。</p> <p>○4月と異なり、5月以降に新規で利用する児童については、個別支援計画によらない別の様式は使用不可。</p> <p>○学校と連携を行い、支援の実施について必要な情報等について共有を行うとともに、月1回の家庭への相談援助や学校との情報共有は加算対象月から行う必要があることに留意すること。</p>

10 その他

本加算は、障害児通所給付費の給付決定を受けて放課後等デイサービスを利用している障害児が、不登校の状態となっている場合における支援を対象としているものであり、不登校の状態のみをもって障害児通所給付費の対象とする趣旨のものではないことに留意願います。

（事務担当）

いわき市障がい福祉課事業係 主査 木田 翔一

メールアドレス：shogaifukushi@city.iwaki.lg.jp

TEL：0246-22-7486/FAX：0246-22-3183